# 令和4年第3回高浜市議会臨時会会議録

令和4年第3回高浜市議会臨時会は、令和4年5月20日 午前10時高浜市議場に招集された。

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

日程第4 議案第27号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の

一部改正について

議案第28号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部

改正について

議案第29号 高浜市職員の給与に関する条例及び高浜市一般職の任期付職員の採用

等に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第30号 令和4年度高浜市一般会計補正予算(第1回)

日程第6 常任委員会委員の選任について

日程第7 議会運営委員会委員の選任について

日程第8 議会改革特別委員会委員の選任について

日程第9 衣浦衛生組合議会議員の選挙について

日程第10 衣浦東部広域連合議会議員の選挙について

日程第11 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出事件について

日程第12 同意第3号 監査委員の選任について

(追加案件)

議長の辞職の件について

議長の選挙について

副議長の辞職の件について

副議長の選挙について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番 荒川義孝

2番 神谷直子

3番 杉 浦 康 憲 5番 岡田公作 7番 長谷川 広 昌 柳沢英希 9番 北川広人 11番 今 原 ゆかり

内藤 とし子

4番 杉 浦 浩 一 6番 柴 田耕一 8番 黒 川 美 克 杉 浦 辰 夫 10番 12番 鈴木勝彦 14番 小 嶋 克 文 16番 倉 田 利 奈

# 欠席議員

なし

13番

15番

# 説明のため出席した者

市 長 吉岡初浩 副 市 長 深谷直弘 教 育 長 岡本竜生 企 画 部 長 木 村 忠 好 秘書人事グループリーダー 神谷 義直 崇 臣 総 務 部 長 杉浦 財務グループリーダー 清 水 健 岡島 市民部長 正明 税務グループリーダー 平川亮二 福 祉 部 長 磯 村 和 志 こども未来部長 磯 村 順司 こども育成グループリーダー 板倉 宏 幸 都市政策部長 杉 浦 義人 学校経営グループリーダー 内 藤 克 己 学校経営グループ主幹 小 嶋 俊 明 監査委員事務局長 亀 井 勝 彦

# 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 竹内正夫 副 神谷 主 幹 直子 杉 浦 幸 宏 主 査

## 議事の経過

○議長(柳沢英希) 皆さん、おはようございます。

令和4年第3回高浜市議会臨時会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私御多忙のところ御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

慎重審議の上、適切な御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げ、開会の挨拶とさせてい ただきます。

### 午前10時00分開会

○議長(柳沢英希) ただいまの出席議員は、全員であります。よって、令和4年第3回高浜市 議会臨時会は成立いたしましたので、開会をいたします。

ここで、市長より招集挨拶があります。

市長。

# 〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長(吉岡初浩) 皆さん、おはようございます。

令和4年第3回高浜市議会臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、臨時会の招集をさせていただきましたところ、議員各位には大変お忙しい中を全員の方に御参集をいただきまして、誠にありがとうございました。日頃より、市政各般にわたりまして 格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼を申し上げます。

さて、本日は、議会常任委員会委員の選任をはじめ議会の意思決定に関わります案件のほか、 私どものほうからは同意1件、承認2件、議案4件を提案させていただくものでございます。

詳細につきましては、私及び担当部長より説明をさせていただきますので、慎重に御審議の上 御同意、御承認あるいは御可決を賜りますようお願い申し上げまして、招集の挨拶とさせていた だきます。

よろしくお願いいたします。

### 〔市長 吉岡初浩 降壇〕

#### 午前10時2分開議

○議長(柳沢英希) これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柳沢英希) 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定をいたしました。

これより本日の日程に入ります。

\_\_\_\_\_\_

○議長(柳沢英希) 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長より御指名申し上げて御異議ございませんか。

# [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柳沢英希) 御異議なしと認めます。よって、6番、柴田耕一議員、7番、長谷川広昌 議員を指名いたします。

\_\_\_\_\_\_

○議長(柳沢英希) 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果 の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、杉浦辰夫議員。

〔議会運営委員長 杉浦辰夫 登壇〕

○議会運営委員長(杉浦辰夫) 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集されました令和4年第3回高浜市議会臨時会の運営につきましては、去る4月25日及び5月13日にいずれも委員全員出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。

会期は本日1日間とし、当局より提示されました承認第1号、第2号及び議案第27号から議案第30号までについて、議案上程、説明、質疑、討論、採決の順序で行った後、常任委員会委員、議会運営委員会委員、議会改革特別委員会委員の選任及び衣浦衛生組合議会議員、衣浦東部広域連合議会議員の選挙について、それぞれ議長より指名するとともに、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出事件について議決し、続いて、同意第3号 監査委員の選任について、上程、説明、質疑、討論、採決の順序で行うことに決定いたしました。

本臨時会が円滑に進行できますよう格段の御協力をお願い申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長 杉浦辰夫 降壇〕

○議長(柳沢英希) ただいま、議会運営委員会委員長の報告がありました。 お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間といたしたいと思いますが、 これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柳沢英希) 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

\_\_\_\_\_\_

○議長(柳沢英希) 日程第3 承認第1号及び承認第2号を会議規則第34条の規定により、一

括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長(岡島正明) それでは、承認第1号及び承認第2号の専決処分の承認を求めること について、提案理由の御説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、高浜市税条例及び高浜市都市計画税条例の一部改正が必要になり、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により御承認をお願いするものでございます。

初めに、本件について専決処分を行った理由でございます。

例年、評価替え年度の翌年度におきましては、4月1日に各納税義務者へ課税明細書を郵送するとともに、当日から税務グループ窓口において、名寄帳の閲覧及び複写並びに公課証明書の発行を可能としております。仮に今回の負担調整措置について専決処分を行わない場合、条例が改正されるまでの間、課税明細書の送付及び各種証明書の発行ができなくなり、市民サービスに支障を来しますので、土地の負担調整部分に限り、速やかに高浜市税条例及び高浜市都市計画税条例を改正する必要が生じたものでございます。

次に、改正点について御説明申し上げます。

まず、承認第1号 高浜市税条例の改正点についてでございます。

別添の参考資料1ページ及び新旧対照表1ページも併せて御参照いただきますようお願い申し 上げます。

附則第12条の改正は、固定資産税の土地の負担調整措置について、景気回復に万全を期するため、激変緩和の観点から令和4年度限りの措置として、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とするものでございます。

なお、附則第1条におきまして、この条例の施行期日は令和4年4月1日からとし、同第2条において、改正後の高浜市税条例は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税についてはなお従前の例によることといたしております。

続きまして、承認第2号 高浜市都市計画税条例の改正点について御説明申し上げます。

別添の参考資料1ページ及び新旧対照表3ページも併せて御参照いただきますようお願い申し 上げます。

附則第7項の改正は、都市計画税の土地の負担調整措置について、先ほど御説明申し上げました固定資産税と同様に、景気回復に万全を期するため令和4年度限りの措置として、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とするものでございます。

なお、附則におきましても、先ほどの高浜市税条例の一部改正と同様の施行期日及び経過措置

を規定しております。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(柳沢英希) これより質疑に入ります。なお、質疑に当たりましては、承認第何号であるかをお示しいただくようお願いいたします。

#### [発言する者なし]

○議長(柳沢英希) 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

### [発言する者なし]

○議長(柳沢英希) 賛成討論を求めます。

# [発言する者なし]

○議長(柳沢英希) 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。 これより採決いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、原案を承認することに賛成の議員の起立 を求めます。

#### [賛成者起立]

○議長(柳沢英希) 起立全員であります。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。 次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、原案を承認することに賛成の議員 の起立を求めます。

#### [賛成者起立]

○議長(柳沢英希) 起立全員であります。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

○議長(柳沢英希) 日程第4 議案第27号から議案第29号までを会議規則第34条の規定により 一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

企画部長。

○企画部長(木村忠好) それでは、議案第27号から議案第29号までの3議案について、御説明申し上げます。

議案参考資料並びに新旧対照表を併せて御覧いただきますようお願いいたします。

初めに、議案第27号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、高浜市議会の議員に支給いたします期末手当の支給割合を改定するものでございます。 改正の内容でございますが、第6条第2項中の期末手当の支給割合100分の167.5を100分の 162.5に改め、年間の支給割合を0.1月分引き下げるものでございます。

次に、附則の関係でございますが、第1項では、この条例の施行期日を公布の日からとし、第 2項では、令和4年6月に支給する期末手当について、令和3年12月に支給された議員の期末手 当の額に167.5分の10を乗じて得た額を令和4年6月の期末手当において減額いたすものでござ います。

続きまして、議案第28号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一 部改正について御説明申し上げます。

本案は、常勤特別職の職員に支給いたします期末手当の支給割合を改定するものでございます。 改正の内容でございますが、第4条第2項中の期末手当の支給割合100分の167.5を100分の 162.5に改め、年間の支給割合を0.1月分引き下げるものでございます。

次に、附則の関係でございますが、第1項では、この条例の施行期日を公布の日からとし、第 2項では、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置として、令和3年12月に支給され た常勤特別職の職員の期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を令和4年6月の期末手当に おいて減額いたすものでございます。

また、第3項では、令和3年12月の期末手当が高浜市職員の給与に関する条例に基づき支給されたものについて、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置として、令和3年12月に支給された一般職の期末手当の額に127.5分の15を乗じて得た額を減額いたすものでございます。続きまして、議案第29号 高浜市職員の給与に関する条例及び高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、昨年8月に実施されました人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改定に準じて職員 の給与を改定するものでございます。

改正の内容でございますが、高浜市職員の給与に関する条例の一部改正では、第20条第2項中の再任用職員以外の職員の期末手当の支給割合100分の127.5を100分の120に改め、年間の支給割合を0.15月分引き下げるものでございます。また、同条第3項中の再任用職員の期末手当の支給割合100分の72.5を100分の67.5に改め、年間の支給割合を0.1月分引き下げるものでございます。

次に、高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正では、第10条第2項中の特定任期付職員の期末手当の支給割合100分の167.5を100の162.5に改め、年間の支給割合を0.1月分引き下げるものでございます。

最後に、附則の関係でございますが、第1項では、この条例の施行期日を公布の日からとし、第2項では、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置として、令和3年12月に支給された期末手当の額に再任用職員以外の職員は127.5分の15を乗じて得た額を、特定任期付職員は167.5分の10を乗じて得た額を、再任用職員は72.5分の10を乗じて得た額を令和4年6月の期末手当において減額いたすものでございます。

また、第3項では、令和3年12月の期末手当が高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例に基づき支給されたものについて、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置として、令和3年12月に支給された常勤特別職の職員の期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減額いたすものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(柳沢英希) これより質疑に入ります。

なお、質疑に当たりましては、第何号議案であるかをお示しいただきますようお願いいたしま す。

16番、倉田利奈議員。

○16番(倉田利奈) ではまず、27、28、29をそれぞれ全てに係る御質問をしたいと思います。 今回、高浜市においてこの議案が5月の臨時会で上程されたという、このタイミングというこ とについての御説明をまずいただきたいなということと、それから、今回の議案で、いわゆる行 政法による原則の不利益の不遡及、これに反するような議案になっていると思いますので、その あたりはどのように高浜市として考えて、この議案を出されたのかというところについて御説明 をいただきたいと思います。

それから、3点目が、例えばこの3月に退職した方については遡及ができないと思うんですけれども、そのあたりの御説明をいただきたいということと、それから今回の条例改正に当たりまして、影響される職員を職種別に人数を教えてください。

以上、取りあえずお願いします。

- ○議長(柳沢英希) 秘書人事グループ。
- ○秘書人事G(神谷義直) 最初の御質問のこの臨時議会になったタイミングでございますが、 6月の賞与の支給の基準日が本年6月1日となっております。これまでに条例改正が必要という 形で、今回、臨時議会が予定されておりましたので、今回のタイミングでお願いをしたという形 になってきます。

続きまして、不利益不遡及ではないかというところの御説明でございます。

今回につきましては、人事院勧告に基づきまして、本来であれば、昨年12月の期末手当で調整をされていたはずでございますが、これについては調整ができなかったということで、今回の条例改正において調整額を減額したものを6月の期末手当の額とするという規定になっております。よって、今回の措置はあくまでも遡及ではないという取扱いでの減額になっておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、退職者の関係でございます。

退職者につきましては、14名おみえになります。今回の改正の内容につきましては、先ほど申 しました遡及減額ではなく、6月の支給分について調整するという考え方でございますので、退 職された方については、特段返還等の予定はしておりません。

それから、影響の人数ですね。今回の6月賞与の関係の影響の人数について、順番に申し上げます。

特別職については3名となります。それから、議員につきましては16名となります。それから、正規職員、再任用を含めまして278名となっております。また、会計年度で88名となっております。

以上でございます。

○議長(柳沢英希) 16番、倉田利奈議員。

○16番(倉田利奈) 遡及ではなくて調整というところの意味がよく分からないんですけれども、もしそこを御説明できたら教えていただきたいのと、会計年度さんについては、影響をやはり給与が低いということで取り合わないような自治体とかあるんですけれども、なぜ高浜市では会計年度さんもそこに加えたのかというところの御説明をいただきたいのと、あと、一般職の任期職員という方が高浜市は現在みえるのかどうかというところで、そのあたりのできれば人数についても細かくちょっと教えていただきたいなというところと、例えば今回、副市長が退任されまして、今回は影響というか遡及しない、しっかりと調整しないよという今のお話かなと思うんですけれども、そうなった場合、結局、調整する人と調整しない人が出てきちゃうということで、すごく私、これ、不公平な条例になっちゃわないかなというところがありますので、そのあたりの市としての考え方と、特に影響額が大きいのが先ほどから申している副市長になるのかなと思うんですけれども、その影響額、本来であれば、これだけ調整していたよという額とかが分かれば教えてください。

○議長(柳沢英希) 秘書人事グループ。

○秘書人事G(神谷義直) 最初の御質問の会計年度の関係でございますが、本市におきましては、条例におきまして一般職の支給割合というものを準用しております。その作り方というものは市町さんによって若干違いが生じておりますので、議員おっしゃったような形で、今回行わないというところもございますが、県内大半の市は本市と同様な対応をしております。

ですので、逆に、今回は引き下げでございますが、上がる場合もございますので、逆に上がった場合、人事院勧告で上がれば、同様に会計年度でも上がるということが想定されます。

それから、一般の任期付職員、今回条例改正をしておりますが、こちらは特定任期付職員が対象になりまして、弁護士さんですとかそういった方が対象になりますので、本市につきましては該当がおりません。

それから、副市長の関係でございますが、今回、特定の第3項のほうで調整額で減額するということでうたわせていただいておりますので、対象となっております。

以上でございます。

○議長(柳沢英希) ほかに。

# [発言する者なし]

○議長(柳沢英希) ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

# [発言する者なし]

○議長(柳沢英希) 賛成討論を求めます。

### [発言する者なし]

○議長(柳沢英希) 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。 これより採決いたします。

議案第27号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

# [賛成者起立]

○議長(柳沢英希) 起立多数であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第28号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正 について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

#### [賛成者起立]

○議長(柳沢英希) 起立全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第29号 高浜市職員の給与に関する条例及び高浜市一般職の任期付職員の採用等に 関する条例の一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

# [賛成者起立]

○議長(柳沢英希) 起立多数であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議長(柳沢英希) 日程第5 議案第30号 令和4年度高浜市一般会計補正予算(第1回)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〇総務部長(杉浦崇臣) それでは、議案第30号 令和4年度高浜市一般会計補正予算(第1回) につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の3ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算額の補正はなく、債務負担行為の補正をいたすものであります。

4ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正は、高取小学校長寿命化改良工事監理業務委託料及び高取小学校長寿命化 改良工事費について、期間及び限度額を再度設定させていただくものであります。

詳細につきましては、高取小学校長寿命化改良工事監理業務委託料として1,652万2,000円を、高取小学校長寿命化改良工事費として7億6,120万円、合わせて7億7,772万2,000円を計上いたすものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(柳沢英希) これより質疑に入ります。

1番、荒川義孝議員。

○1番(荒川義孝) 3点ほどお伺いしていきたいと思います。

まず今回、監理業務委託料ですが、なぜ事務を失念してしまったと考えているのか。それから、これから学校の長寿命化改良工事が続くと思いますが、同じようなことを繰り返さないよう、今後どのように対応していくのか、教えてください。

- ○議長(柳沢英希) 学校経営グループ。
- ○学校経営G(内藤克己) 監理業務のほうにつきましては、工事と並行して進める予定でしたが、補助対象事業である工事に注力する中で、監理業務委託に関する事務を失念してしまいました。

今後は、年度終盤に交付金の内定があった場合、当該年度予算を補正予算に計上、そして繰越 しの手続を行うとともに、債務負担行為は当初予算に計上します。その上で、契約に係る事務は、 年度当初より速やかに開始してまいります。

- ○議長(柳沢英希) 1番、荒川義孝議員。
- ○1番(荒川義孝) ありがとうございます。

では、この工事期間を確保するために2月の臨時会で補正を計上したのであって、これから債務負担行為を再設定して、入札の公告からやり直すことになると思いますが、工事は予定どおり 実施できるのか教えてください。

- ○議長(柳沢英希) 学校経営グループ。
- ○学校経営G(内藤克己) 債務負担行為の再設定となり、入札を中止し、新たに公告からやり直すことになりますが、入札事務において内部事務等かなり短縮できることから、契約の締結日が当初のスケジュールから10日ほどの遅れで収まる見込みで、工事は予定どおり実施できると考えております。

契約締結については、当初6月28日を予定していましたが、今回の再設定に伴い、7月上旬から中旬ごろにかけて改めて臨時議会の開催をお願いし、御審議いただくことを予定しておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長(柳沢英希) 1番、荒川義孝議員。

○1番(荒川義孝) どうもありがとうございました。

最後に、工事の契約締結の予定はよく分かりましたが、監理業務委託の契約の締結の予定について教えてください。

- ○議長(柳沢英希) 学校経営グループ。
- ○学校経営G(内藤克己) 監理業務委託については、本日御可決賜った後に、速やかに契約に向けての事務に着手してまいります。7月上旬には契約締結に至ると考えております。
- ○議長(柳沢英希) ほかに。

16番、倉田利奈議員。

○16番(倉田利奈) 今回、債務負担行為の再設定ということなんですけれども、これ、非常に ちょっといろいろ問題が出てきているなと思いますので、ちょっと幾つかお聞きします。

まず、今回の債務負担行為の再設定に当たりまして、2月議会、臨時議会で議決された債務負担行為はどのような取扱いになるのか、自治法上の手続を教えてください。

それから、今回の債務負担行為、2本となっておりますので、2つに分けてお聞きしていきたいと思います。

まず、高取小学校長寿命化改良工事費についてお聞きいたします。

今回、債務負担行為を再設定するということになっておりますが、この件について、既に入札 公告しているにもかかわらず、再設定を行わなければならない理由、議案説明会のほうでは、 様々な見解や御意見があることが分かりましたということで御説明いただいているんですけれど も、この行わなければならない、行わなくてもいいのではないかというような、私、ちょっと見 解もあるものですから、このことにつきまして国や県に聞いていると思いますので、まず1つ目 の質問として、この件について県や国の見解を詳しくお聞かせください。

それから、2つ目の質問が、これ、いつ債務負担行為が失効したことになるのか教えていただ きたいと思います。

それから、3つ目の質問は、2月の臨時議会で既に可決された債務負担行為が執行したことになりますので、これ、すぐに議会に報告が上がってしかるべきと思いますが、報告がなかったと思いますので、この件についてお答えください。

それから、4つ目の質問なんですけれども、先ほどの1番議員の質問の答弁で、入札が中止になっていますということで御説明がありました。これ、ホームページを見ますと、3月10日公告で5月18日開札となっているんですね。本当は2日前に開札ということで、ホームページも、私が検索する分には、現在も公告状況が載っていて中止ということが書かれていないんですけれども、もしどこかにお示しいただいているのであれば、そこを教えていただきたいのと、議会でも今回の議案が出て、今日初めて公に中止ということをお聞きしたんですけれども、なぜこの点についても議会について報告がなかったのかなというところについて、教えてください。

それから、5つ目の質問なんですけれども、この入札公告、中止となったのがいつなのかということを教えていただきたいと思います。また、これ応札した業者には、いつ、どのような理由で中止と説明をされたのか、教えていただきたいと思います。

それから、6つ目の質問なんですけれども、これ、応札した業者、どのくらいあるか知りませんが、それなりに落札したときのことを考えて準備をされてきたと思いますので、応札した業者への影響についてはどのように考えているのか教えていただきたいと思います。

それから、7つ目の質問で、先ほど1番議員の質問で、スケジュールの変更について、6月28日締結で7月上旬から中旬にということで御説明がありましたが、できれば、主要新規事業が2月臨時議会でスケジュールが示されておりますので、今回このように債務負担行為を再設定しますよということであれば、そのあたりもやはり文章に明示してお示しいただきたいと思っておりますので、今後そのように御対応いただけるのかということを教えていただきたいと思います。

取りあえず、まずは工事費について7つ、それから全体について1点質問しましたので、数が 多くなりますので、ここで一旦切ります。お願いします。

○議長(柳沢英希) 学校経営グループ。

○学校経営G(内藤克己) まず、1点目、再設定はどういう扱いになるのかということでございますが、こちらにつきましては、法律上どのような扱いになるかという御質問でございましたが、法律上にははっきりとした明記はございません。議案説明会の席でも申し上げましたが、様々な見解がございますので、再設定についてどういう扱いになるのかということは断言することはできませんが、本議案を御可決いただいた時点で、以前のものは効力を失うと考えております。

それから、工事費、再設定しなければならない理由、県や国はどのような見解であったかということでございますが、県の見解といたしましては、やはり入札の公告につきまして、支出負担行為と見なすことについては難しいのではないかという見解を示されております。いつ失効になるのかということにつきましても、こちらも様々な見解がある中で、法律上明記されていないことから、断言することはできないです。

それから、議会への報告ということでございますが、入札事務を中止した議会への報告という ことで、こちらのほう、一番直近の議会のほうで説明をさせていただきたいと考えておりまして、 本日説明をさせていただいております。

それから、中止したのはいつなのかということでございますが、5月11日の時点で中止ということになっております。

それから、スケジュールの変更について、議会のほうに説明はないのかということでございますが、こちらにつきましては、契約時期が先ほど御答弁させていただいたとおり、10日ほど後ろになってしまう予定とはなりますが、工事のほうは当初の主要新規事業の概要でお示ししていま

すとおり、予定どおりできると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(柳沢英希) 財務グループ。

○財務G(清水 健) 入札事務の件に関しましての質問でございますが、まず応札した業者にいつ伝えたかということですが、5月12日に伝えています。入札を中止した理由といたしましては、予算事務上の瑕疵が生じたためということで、応札した業者に伝えてございます。

あと、応札した業者に準備とかそういったことで影響がないかという御質問なんですが、応札 した業者にはすぐ入札のほうをやり直すという旨を伝えてありますので、大きな影響はないと考 えております。

○議長(柳沢英希) 16番、倉田利奈議員。

○16番(倉田利奈) 今の御答弁で確認したいことと、それから答弁漏れがあるのかなと思いま すので、質問したいと思います。

2月で議決された債務負担行為は効力を失うという今の御説明があったかと思うんですけれども、効力を失うということで、今後は債務負担行為については全くなくなってしまったという取扱いなのかなというところの確認と、それから、いつ債務負担行為が失効したのかについては答弁漏れかなと思いますので、そちらと、それから入札状況については、ホームページでは現在でも公告がそのまま載っていて、中止についての明示がないものですから、そのあたりについての御説明をお願いしたいのと、それからスケジュールについては予定どおり大体できるということなんですけれども、やはり今回、入札を中止するというすごく大きなことになっておりますので、やはり予定どおりであるならば、予定どおりできますよということを議会に報告すべきかなと思いますので、そのあたりももう一度お答えいただきたいと思います。

それから次に、高取小学校の長寿命化改良工事監理業務委託料についてお聞きしたいと思います。

工事費については3月に入札公告していたわけですよね。それで先ほどの1番議員の御答弁でいくと、工事と並行する事業ということでリーダーのほうから御説明がありました。並行する事業ということは、工事監理費の委託料も同時に入札を行うというふうに普通考えるのかなと思うんですけれども、それが行われていなかったということで、本当は行っていたらこの債務負担行為の再設定の必要もなかったのかなと思います。そうしたことから、今回入札公告していないということがちょっと理由がよく分からないということと、あと、今後、いつこれについては公告をして、入札をして、それから委託業務がいつからこちらについては開始されるのか、スケジュールを教えていただきたいと思います。

これについて、実は、伊藤設計事務所の図面が既に市民の中にも出回っているということもありますので、こちらで随意契約はしないですよねということを、ちょっとそこの確認もしたいなと思っているので、入札するのであればいつ公告して入札するのか、そのあたり詳しく教えてく

ださい。

○議長(柳沢英希) 学校経営グループ。

○学校経営G(内藤克己) まず、2月の議会で御可決いただいた債務負担行為が効力を失っているかどうかというところですが、こちらにつきましても、先ほど申しましたように、本議案を御可決いただいた時点で効力を失うと考えておりますが、こちらにつきましても、法律上明記されている記述はございません。

それから、いつ失効したかということでございますが、こちらも本議案御可決いただいた時点で効力を失うというふうに考えております。

それから、スケジュールにつきまして議会への報告がないという御指摘でしたが、先ほども申しましたように、契約事務は10日ほど遅れてしまいますが、工事スケジュールのほうは特に遅れはないというふうに考えております。

それから、監理業務委託につきまして、入札公告をしていない理由ということでございますが、 こちらは工事の状況も見ながら、並行しながら入札の事務を進めていこうと考えておりましたが、 先ほども答弁させていただきましたが、工事のほうに注力する中で失念をしてしまったというこ とでございます。

それから、監理業務委託の公告、入札のスケジュールでございますが、御議決いただいた後に 速やかに財政当局と調整しながら、先ほど申しましたように、7月上旬には契約を締結できるよ う事務を進めてまいりたいと考えております。

○議長(柳沢英希) 16番、倉田利奈議員。

〇16番(倉田利奈) すみません、先ほどからちょっと1個答弁漏れかなと思うんですけれども、現在の入札状況について、中止ですよということがホームページにも書かれておりませんが、これ、どこかに明記されているのか、それともそれが示されていないのか、そのあたりについて御説明をお願いいたします。

○議長(柳沢英希) 財務グループ。

○財務G(清水 健) 入札の中止の情報ですが、システム上で中止の情報を流しておりまして、 それが愛知電子調達共同システムのほうで入札の中止をしまして、今取消しをしています。

○議長(柳沢英希) 16番、倉田利奈議員。

○16番(倉田利奈) ということは、ホームページのほうでは今示されていないのかなというと ころの御確認と、それから、先ほど1番議員の質問で同じことを繰り返さないようにどのように 対応するんですかということで、当年は補正予算だけ上げて、債務負担行為を当初予算に上げる という御説明があったかと思うんですけれども、これをもし今後もやっていくよとなると、国か らおりてきた補助金の時期にもよるんですけれども、入札とかそれから契約が、先ほど4月に入 ったらすぐやりますということだったんですけれども、やはり例えば12月ぐらいに国から補助金 がおりてきますよとかになった場合は、もっと早く公告して入札して工事に入れると思うんですね。そういうことからすると、当初予算だと工事が遅れる可能性も出てくるかと思うんですけれども、今後はもう全てこういうやり方でやるのか、何かそのあたり教えていただきたいんですけれども。

- ○議長(柳沢英希) 財務グループ。
- ○財務G(清水 健) ホームページでは、入札の中止の表記はございません。

あと、今の債務負担を当初で計上するかという御質問なんですけれども、時期によって補正で 全部対応できるものもありますし、年度末ぎりぎりになった場合は、当初予算のほうで債務負担 を計上していきたいと考えております。

○議長(柳沢英希) ほかに。

# [発言する者なし]

○議長(柳沢英希) ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

# [発言する者なし]

○議長(柳沢英希) 賛成討論を求めます。

### 〔発言する者なし〕

○議長(柳沢英希) 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。 これより採決いたします。

議案第30号 令和4年度高浜市一般会計補正予算(第1回) について、原案を可決することに 賛成の議員の起立を求めます。

### [賛成者起立]

○議長(柳沢英希) 起立全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。 暫時休憩いたします。再開は11時。

午前10時47分休憩

# 午前11時00分再開

# 〔議長 除斥〕

○副議長(杉浦康憲) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま柳沢英希議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、議長の辞職の件を日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

# [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(杉浦康憲) 異議なしと認めます。よって、議長の辞職の件を日程に追加し、議題と することに決定しました。

辞職願を事務局長より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長(竹内正夫) それでは、朗読させていただきます。

辞職願 今般、一身上の都合により議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により、 許可くださるようお願いします。

令和4年5月20日 柳沢英希。

高浜市議会副議長 杉浦康憲殿。

以上であります。

○副議長(杉浦康憲) お諮りします。

柳沢英希議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(杉浦康憲) 異議なしと認めます。よって、柳沢英希議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

〔議長 除斥解除〕

○副議長(杉浦康憲) ここで柳沢英希議員から御挨拶をお願いいたします。

[9番 柳沢英希 登壇]

○9番(柳沢英希) 皆さん、こんにちは。

議長退任の御挨拶をさせていただきます。

昨年の5月20日の臨時会において、多くの議員の方々の御推挙を賜り、議会を代表する議長の 役職を拝命させていただきました。本日まで議長という役を演じてこれたのも支えてくださった 多くの議員の方々をはじめ議会事務局の皆様方、また地域で私を支えてくださる多くの市民の皆 様のおかげであります。まずもって、心より深く感謝申し上げます。

議長という役を拝命いたしました期間は1年ではありますが、依然と長引くコロナ禍による影響を大きく受けた1年間でありました。各企業や商店の売上げの減少、お祭りやイベントの中止による観光客の伸び悩み、学校では授業や給食の在り方、修学旅行をはじめとする各行事の在り方、地域におきましても、人と人が顔を合わせて何かに取り組むといったコロナ禍前までは普通に行われていたことができなくなるなど、コロナが蔓延したことにより我々の生活様式が大きく変わっていきました。

議会におきましても、一般質問時間の短縮や委員会による視察の中止、入室時の検温や定期的な換気を行うなど、様々な対策を講じてまいりました。まさにこの数年で、当たり前であるもの

が当たり前ではないということを身をもって知らされたという実感がわいております。

今の世界情勢や経済動向を見ていましても同じで、時代の動くスピードはどんどん早くなっております。そんな中で、我々議会は、現状の市の置かれた状況と今後の世の中の変化に対応しようと、様々な施策を議会に提案し、市民のために事業を進める行政に対しどのように市民の声を届けるのか、また、行政が考えることをどのように市民に届けるのか、私たち議員16名が持つ視点をしっかりと市民のために向ける必要があります。

議会の中で論じることは大切なことではありますが、それが議員間での単なる足の引っ張り合いになっては、市民が置き去りにされてしまいます。今後もしっかりと世の中の変化に対応していくためにも、いま一度16名の議員が原点に返り、議員同士が同じ目的、目標に向かっての同士として、未来のこの地域で生活される人々のために手を携えることができるようになっていただきたいというふうに思っております。

結びとなりますが、一身上ということでの1年任期での議長辞職ではありますが、今後も引き続き、議員の一人として、行政と同じように市民の皆様の安全・安心、福祉の向上、そして地域経済の向上に少しでも役立てていけるよう邁進してまいりますので、今後とも皆様方の御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げ、退任の御挨拶に替えさせていただきたいと思います。

いろいろと1年間お世話になりました。ありがとうございました。

# [9番 柳沢英希 降壇]

○副議長(杉浦康憲) ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

#### [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(杉浦康憲) 御異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、 選挙を行います。

○副議長(杉浦康憲) これより議長の選挙を行います。

お諮りします。

議長の選挙は、地方自治法第118条の規定により、投票によることといたしたいと思いますが、 これに御異議ございませんか。

# [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(杉浦康憲) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は投票によることに決定いたしました。

これより議場の閉鎖を命じます。

#### 〔議場閉鎖〕

○副議長(杉浦康憲) ただいまの出席議員数は16人であります。 投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○副議長(杉浦康憲) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(杉浦康憲) 配付漏れなしと認めます。 投票箱を改めさせます。

[投票箱の点検]

○副議長(杉浦康憲) 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の 上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、もし得票数が同数の場合は、抽せんによって決定いたしたいと思いますが、これに御異 議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(杉浦康憲) 御異議なしと認めます。

それでは、御記入をお願いいたします。

それでは、点呼を命じます。

事務局長。

[事務局長 点呼・投票]

○議会事務局長(竹内正夫) それでは、議席番号順に点呼を行います。

1番 荒川義孝議員、2番 神谷直子議員、3番 杉浦康憲議員、4番 杉浦浩一議員、5番 岡田公作議員、6番 柴田耕一議員、7番 長谷川広昌議員、8番 黒川美克議員、9番 柳沢英希議員、10番 杉浦辰夫議員、11番 北川広人議員、12番 鈴木勝彦議員、13番 今原ゆかり議員、14番 小嶋克文議員、15番 内藤とし子議員、16番 倉田利奈議員。

○副議長(杉浦康憲) 投票漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(杉浦康憲) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖 解除〕

○副議長(杉浦康憲) 開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に8番 黒川美克議員、11番 北川広人議員を指

名いたします。よって、両議員の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長(杉浦康憲) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票16票、無効投票0票。

有効投票中、鈴木勝彦議員13票、黒川美克議員2票、内藤とし子議員1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、鈴木勝彦議員が議長に当選をいたしました。 ただいま議長に当選されました鈴木勝彦議員が議場にみえますので、本席から会議規則第31条 第2項の規定により当選の告知をいたします。

議長に当選されました鈴木勝彦議員より御挨拶をお願いいたします。

12番、鈴木勝彦議員。

# [12番 鈴木勝彦 登壇]

○12番(鈴木勝彦) お許しをいただきましたので、一言御挨拶をさせていただきます。

先ほどは多くの方の御推挙をいただき、高浜市議会の議長という要職に就かせていただくこと になりました。大変光栄で名誉なことだと思っております。

今後は議員各位の御協力、そして執行部の御協力をいただきながら、円滑なる議事運営に誠心 誠意努めてまいりたいと思いますので、これからもよろしく御指導いただきますようお願い申し 上げまして、就任の御挨拶に替えさせていただきます。

どうもありがとうございました。

〔12番 鈴木勝彦 降壇〕

○副議長(杉浦康憲) 暫時休憩します。再開は11時20分。

午前11時18分休憩

\_\_\_\_\_

# 午前11時20分再開

〔副議長 除斥〕

○議長(鈴木勝彦) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長の杉浦康憲議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鈴木勝彦) 御異議なしと認めます。よって、この際、副議長の辞職の件を日程に追加 し、議題とすることに決定いたしました。

辞職願を事務局長より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長(竹内正夫) それでは、朗読させていただきます。

辞職願 今般、一身上の都合により副議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願いします。

令和4年5月20日 杉浦康憲。

高浜市議会議長 鈴木勝彦殿。

以上であります。

○議長(鈴木勝彦) お諮りいたします。

杉浦康憲議員の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鈴木勝彦) 異議なしと認めます。よって、杉浦康憲議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

# 〔副議長 除斥解除〕

- ○議長(鈴木勝彦) ここで杉浦康憲議員から挨拶をお願いいたします。
  - 3番、杉浦康憲議員。

# 〔3番 杉浦康憲 登壇〕

○3番(杉浦康憲) 皆さん、こんにちは。

1年間にわたり、皆様に御推挙していただき、副議長を務めてまいりました。このコロナ禍で大変な議会運営、そして多様な意見のある中、いろいろなこともありましたが、柳沢前議長をサポートして円滑なる議会の運営に寄与できたものだと思っております。今後も、これで副議長は終わりますが、一議員としてこれまで以上に高浜市民の生活を守るために議会運営に努めてまいりたいと思います。

1年間ありがとうございました。

### 〔3番 杉浦康憲 降壇〕

○議長(鈴木勝彦) ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

#### [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鈴木勝彦) 異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選

挙を行います。

\_\_\_\_\_\_

○議長(鈴木勝彦) これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により投票によることにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

# [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鈴木勝彦) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は投票によることに決定いたしました。

これより議場の閉鎖を命じます。

# [議場閉鎖]

○議長(鈴木勝彦) ただいまの出席議員は16名であります。 投票用紙を配付させます。

# [投票用紙配付]

○議長(鈴木勝彦) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鈴木勝彦) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

# [投票箱の点検]

○議長(鈴木勝彦) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、 点呼に応じて順次投票を願います。

なお、もし得票数が同数の場合は抽せんによって決定したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

# [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鈴木勝彦) 異議なしと認めます。

それでは、御記入を願います。

点呼を命じます。

事務局長。

# [事務局長 点呼・投票]

○議会事務局長(竹内正夫) それでは、議席番号順に点呼を行います。

1番 荒川義孝議員、2番 神谷直子議員、3番 杉浦康憲議員、4番 杉浦浩一議員、5番 岡田公作議員、6番 柴田耕一議員、7番 長谷川広昌議員、8番 黒川美克議員、9番 柳

沢英希議員、10番 杉浦辰夫議員、11番 北川広人議員、12番 鈴木勝彦議員、13番 今原ゆかり議員、14番 小嶋克文議員、15番 内藤とし子議員、16番 倉田利奈議員。

○議長(鈴木勝彦) 投票漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鈴木勝彦) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖 解除〕

○議長(鈴木勝彦) 開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に4番 杉浦浩一議員、7番 長谷川広昌議員を指名いたします。よって、両議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長(鈴木勝彦) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票16票、無効投票0票。

有効投票中、神谷直子議員13票、黒川美克議員2票、内藤とし子議員1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、神谷直子議員が副議長に当選いたしました。 ただいま副議長に当選されました神谷直子議員が議場にみえますので、本席から会議規則第31 条第2項の規定による当選の告知をいたします。

副議長に当選されました神谷直子議員より御挨拶があります。

2番、神谷直子議員。

〔2番 神谷直子 登壇〕

○2番(神谷直子) それでは、一言御挨拶を申し上げます。

多くの議員の方に御推挙いただきまして、副議長という大役を仰せつかりました。微力ではございますけれども、誠心誠意議会運営のために頑張ってまいります。そして、鈴木議長を補佐して頑張ってまいりますので、皆様の御指導、御鞭撻よろしくお願い申し上げまして、御挨拶に替えさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

[2番 神谷直子 降壇]

\_\_\_\_\_\_

○議長(鈴木勝彦) 日程第6 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長から御指名申 し上げて御異議ございませんか。

# [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鈴木勝彦) 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしま した。

総務建設委員会委員に、荒川義孝議員、杉浦康憲議員、柴田耕一議員、長谷川広昌議員、北川 広人議員、今原ゆかり議員、内藤とし子議員、私、鈴木勝彦、以上8名を、福祉文教委員会委員 に、神谷直子議員、杉浦浩一議員、岡田公作議員、黒川美克議員、柳沢英希議員、杉浦辰夫議員、 小嶋克文議員、倉田利奈議員、以上8名をそれぞれ指名いたします。

これに御異議ございませんか。

# [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鈴木勝彦) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、各常任 委員会の委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩中に各常任委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。再開は11時45分。

#### 午前11時37分休憩

\_\_\_\_\_\_

# 午前11時48分再開

○議長(鈴木勝彦) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、それぞれの常任委員会において正副委員長の互選がされましたので、その結果の報告を申し上げます。

総務建設委員長に荒川義孝議員、同じく副委員長に今原ゆかり議員。

福祉文教委員長に岡田公作議員、同じく副委員長に柳沢英希議員。

以上であります。

- ここでお諮りいたします。
- このまま会議を続けると12時を過ぎる見込みであります。
- このまま会議を続けていきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鈴木勝彦) 異議なしと認めます。よって、このまま会議を続けます。

○議長(鈴木勝彦) 日程第7 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。 お諮りいたします。 議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長より 御指名申し上げて御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鈴木勝彦) 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

議会運営委員会に杉浦康憲議員、柳沢英希議員、杉浦辰夫議員、小嶋克文議員、内藤とし子議員、以上5名を指名いたします。

これに御異議ございませんか。

# [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鈴木勝彦) 異議なしと認めます。よって、ただいま御指名いたしましたとおり議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。再開は11時55分。

# 午前11時50分休憩

# 午前11時56分再開

○議長(鈴木勝彦) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、議会運営委員会において正副委員長の互選がされましたので、その結果の報告を申 し上げます。

議会運営委員長に杉浦辰夫議員、同じく副委員長に小嶋克文議員であります。

○議長(鈴木勝彦) 日程第8 議会改革特別委員会委員の選任についてを議題といたします。 お諮りいたします。

議会改革特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長より 御指名申し上げて御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鈴木勝彦) 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしま した。

議会改革特別委員会委員に、荒川義孝議員、杉浦康憲議員、杉浦浩一議員、岡田公作議員、柴田耕一議員、長谷川広昌議員、黒川美克議員、柳沢英希議員、杉浦辰夫議員、北川広人議員、今原ゆかり議員、小嶋克文議員、内藤とし子議員、倉田利奈議員、以上14名を指名いたします。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鈴木勝彦) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、議会改 革特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩中に議会改革特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。再開は12時5分。

#### 午前11時58分休憩

\_\_\_\_\_\_

# 午後0時11分再開

○議長(鈴木勝彦) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、議会改革特別委員会において正副委員長の互選がされましたので、その結果の報告 を申し上げます。

議会改革特別委員長に北川広人議員、同じく副委員長に長谷川広昌議員であります。

\_\_\_\_\_

○議長(鈴木勝彦) 日程第9 衣浦衛生組合議会議員の選挙についてを議題といたします。 これより衣浦衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により 行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

#### [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鈴木勝彦) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長から指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鈴木勝彦) 異議なしと認めます。よって、議長から指名することに決定をいたしました。

衣浦衛生組合議会議員に、荒川義孝議員、柴田耕一議員、黒川美克議員、倉田利奈議員、私、 鈴木勝彦、以上5名を指名いたします。

ただいま議長から指名したとおり、当選人に定めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鈴木勝彦) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました5名の議員が衣浦衛 生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました5名の議員が議場にみえますので、本席から会議規則第31条第2項の 規定による当選の告知をいたします。 \_\_\_\_\_\_

○議長(鈴木勝彦) 日程第10 衣浦東部広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。 これより衣浦東部広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により 行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鈴木勝彦) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長から指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鈴木勝彦) 異議なしと認めます。よって、議長から指名することに決定いたしました。 衣浦東部広域連合議会議員に岡田公作議員、杉浦辰夫議員を指名いたします。

ただいま議長から指名しましたとおり、当選人に定めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鈴木勝彦) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました2名の議員が衣浦東部広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました2名の議員が議場にみえますので、本席から会議規則第31条第2項の 規定による当選の告知をいたします。

○議長(鈴木勝彦) 日程第11 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出事件についてを議題といたします。

議会運営委員長より、お手元に配付してありますとおり、

- 一つ 議会の運営に関する事項
- 一つ 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- 一つ 議長の諮問に関する事項

以上の事項について、会議規則第102条の規定により、委員の任期まで閉会中も継続して調査を行いたい旨、議長に申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申出のとおり、これを委員の任期まで閉会中の継続調査申出事件とすること に御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鈴木勝彦) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申出のとおり、委員の任期まで閉会中の継続調査申出事件とすることに決定いたしました。

○議長(鈴木勝彦) 日程第12 同意第3号 監査委員の選任についてを議題といたします。 地方自治法第117条の規定により、杉浦康憲議員の退席を求めます。

[3番 杉浦康憲 除斥]

○議長(鈴木勝彦) 提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(吉岡初浩) それでは、同意第3号 監査委員の選任につきまして提案理由を申し上げます。

本案は、議員選出監査委員として御尽力をいただいております小嶋克文氏より、5月12日付で、5月20日をもって監査委員の職を辞したい旨の辞職願が提出をされましたので、これを受理することとし、承認をさせていただきました。

したがいまして、議員選出の監査委員に欠員が生じましたので、その後任者として杉浦康憲氏 を選任いたしたく、本案を提案させていただくものです。

御承知のとおり、杉浦康憲氏は人格識見に優れ、監査委員として適任の方と確信をいたしております。

何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(鈴木勝彦) これより質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長(鈴木勝彦) 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長(鈴木勝彦) 賛成討論を求めます。

9番、柳沢議員。

[9番 柳沢英希 登壇]

○9番(柳沢英希) 議長のお許しをいただきましたので、賛成討論をさせていただきたいと思います。

杉浦康憲議員は、私も議長をやっておりましたときに副議長としてしっかりといろいろとサポートをしてくださいました。そしてまた、地域に帰りましても、町内会のこと、そしてまた地域のこと、様々なことに参加をされまして、住民の方からも非常に厚い信頼をいただいております。

また、会社の経営もなされているということもありますので、監査という役に関しまして、非常に適任であるというふうに思っておりますので、皆様方の賛成をいただけたらと思います。

[9番 柳沢英希 降壇]

○議長(鈴木勝彦) 反対討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長(鈴木勝彦) 賛成討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長(鈴木勝彦) 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。 これより採決いたします。

同意第3号 監査委員の選任について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(鈴木勝彦) 起立多数であります。よって、同意第3号は原案に同意することに決定いたしました。

# [3番 杉浦康憲 除斥解除]

○議長(鈴木勝彦) ここで監査委員に選任されました杉浦康憲議員より御挨拶があります。 3番、杉浦康憲議員。

### [3番 杉浦康憲 登壇]

○3番(杉浦康憲) 議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。 ただいま監査委員の選出におきまして、議員多数の御同意を賜り、誠にありがとうございます。 もとより微力ではございますが、選任されました以上、地方自治における監査の職務を深く認 識し、誠実かつ厳正にその職務に全力を尽くしたいと思います。

皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

# [3番 杉浦康憲 降壇]

○議長(鈴木勝彦) 以上をもって本臨時会に付議されました案件全部を議了いたしました。 市長挨拶。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長(吉岡初浩) 大変お疲れさまでございました。

令和4年第3回高浜市議会臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本臨時会に付議されました議会の意思決定に関わります案件につきましては、円滑に御決定を され、私どものほうから提案をさせていただきました同意1件、承認2件及び議案4件につきま しても、原案のとおり御同意、御承認あるいは御可決を賜り、誠にありがとうございました。 この1年間、柳沢英希議長、杉浦康憲副議長の下、正副常任委員会の委員長の皆様をはじめそれぞれのお立場で議会活動、議員活動に御尽力を賜りますとともに、私どもに対しましても御指導、御助言をいただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

本日は、議長に鈴木勝彦議員、副議長に神谷直子議員が決定をされましたのをはじめ、新しい 役職の皆様が決定をされました。新たな陣容による議会活動のさらなる御伸展と御活躍を御祈念 申し上げますとともに、市政推進に一層の御指導、御協力を賜りますことをお願い申し上げまし て、閉会の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

# 〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長(鈴木勝彦) これをもって令和4年第3回高浜市議会臨時会を閉会いたします。

本日は、議員各位におかれましては慎重なる御審議をいただき、誠に厚く御礼を申し上げます。 閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

午後0時23分閉会